

平成 30 年 5 月 23 日

お客様各位

神原汽船株式会社
定期船部

中国税関総署 2017 年第 56 号令への対応

拝啓 貴社、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、中国税関総署 2017 年第 56 号令により、2018 年 6 月 1 日よりマニフェストの事前通知時に企業コード・連絡先及び具体的な品目名の記載が必要となります。

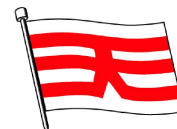
つきましては、下記の通り対応を行うこととなりましたのでご理解賜りたく、宜しく
お願い申し上げます。

敬具

記

- ・ 対応開始日 : 2018 年 6 月 1 日より
- ・ 対象貨物 : 日本⇔中国 全貨物 (国際 T/S 貨物を除く)
- ・ 提示時期 : BOOKING 依頼時及び DOCK CUT まで
- ・ 必須事項 : 1) 連絡先 (例 電話番号 (**推奨**)、fax 番号、メールアドレス)
2) SHIPPER/CONSIGNEE/NOTIFY の企業コード (**詳細は別紙参照ください**)
3) 具体的な品目名

- ・ コード記載場所 : SHIPPER/CONSIGNEE/NOTIFY PARTY の欄に住所、連絡先、企業コード
の順で記載願います
(E-BOOKING の場合は各アドレス欄に記載ください)



コード記載について

・記載コードの正式名称について

日本 **CIK** : CENTRAL INDEX KEY (米国証券取引委員会によって発給されるコード)

LEI : LEGAL ENTITY IDENTIFIER (取引主体識別コード)

9999 : CIK と LEI に該当しない場合 (法人番号/国税庁発給)

中国 **USCI** : UNIFIED SOCIAL CREDIT IDENTIFIER (統一社会信用コード)

OC : ORGANIZATION CODE (組織機構コード)

※ 日本・中国ともに上記コードの中から1つを選択記載願います。

※ コード略称と番号を“+”半角記号で繋いで記載願います。

※ CONSIGNEE 欄が TO ORDER または NOTIFY 欄が SAME AS CONSIGNEE の場合、
住所、連絡先、企業コードの記載は不要です。

〈お問い合わせ先〉

本件に関するお問い合わせは、弊社定期船部 (TEL : 084-987-1500) までお願い致します。